

平成17年度環境物品等の調達実績の概要

大学共同利用機関法人
高エネルギー加速器研究機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成17年度環境物品等の調達実績の概要を取りまとめたので公表する。

1 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等について、物品等の調達については別表一1、公共事業については別表一2のとおりである。

(1) 目標達成状況等

調達方針においては、総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、すべて100%を調達目標としていたが、紙類および一般公用車以外の車両の項目で目標を達することができなかった。

(2) 調達目標を達成できなかった理由等

物品等関係で調達目標を達成できなかった主な理由としては、業務上必要とされる機能、性能面等から、特定調達品目の仕様内容を満足する規格品がなかったことや機能・性能上の必要性から判断の基準を満足しない製品を調達したことによるものである。

(3) 判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達状況

判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達はなかった。

2 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等の物の調達を実施した。

3 その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共事業の請負事業者等に対して、事業者自身がグリーン購入を推進するよう働きかけた。

4 平成17年度調達実績に関する評価

平成17年度の調達においては、一部の項目を除き調達方針に定めた目標を達成する

ことができた。平成18年度以降の調達においては、グリーン購入法の趣旨を各調達主体に引き続き徹底していくとともに、判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達に努めていくこととする。